

一. 2006 年度用中学校用教科書の問題

身分制研究の進展と部落問題の解決、同和教育の終結をうけて、教科書の記述は変わったのでしょうか？

1972 年の小学校教科書に「その他の身分」として「賤民」についての記述がなされ、74 年の中学校歴史教科書には、「えた・ひにん」について詳しく記述されるようになりました。それから 30 年以上たつのですが、小・中の教科書は基本的には変わっていませんでした。その間、鈴木良さんが『教科書のなかの部落問題』（初版 1989 年、改訂増補版 90 年、部落問題研究所）で、小・中学校の教科書批判を展開されました。私たち歴史教育者協議会の会員も旺盛に教科書批判を続けてきました。そうした甲斐もあってか、2006 年度用の教科書のなかには大きく改善されたものもあらわれました。しかし、まだ旧態依然たるものもありますし、政治起源説を払拭しきれないものもあります。帝国書院の教科書は、2002 年度用で「ケガレ」説を書きましたが、今回の改訂でも、その内容は変わっていません。また、いくつかの教科書が「現代の課題」で、いまだに同対審答申を引用し、「部落差別は根強く残されている」というような記述をしています。

現行の学習指導要領（99 年版）の問題点については、すでに多方面で批判されています。なかでも社会科の内容は、科学性・系統性を無視して、「国土と歴史に対する愛情を育てる」ことが目標に盛り込まれたように、いっそうの改悪がすすみました。そのうえ、歴史修正主義者たちの攻撃や文部科学省による教科書記述に関する介入・干渉によって、教科書会社の自主規制もおこなわれ、日本の侵略戦争の実態、なかでも日本軍慰安婦、南京大虐殺、沖縄戦などの記述はおおきく後退させられました。97 年以来、教科書問題というと、「つくる会」などの攻撃による教科書記述の改悪、「つくる会」の扶桑社版中学教科書の採択問題があげられますが、いまだに近代以前の身分制と部落問題についての記述は捨ておけない重要問題です。

2006 年度用の中学校教科書採択が終わり、「つくる会」の扶桑社版『新しい歴史教科書』の採択率は 0.4 %にとどまりました。市民の良識の勝利ではありますが、5000 冊近くが子どもたちに手渡されます。日本の侵略戦争肯定、天皇中心の教科書で学ばされる問題もありますが、この教科書の身分制度と部落問題の記述も大きな問題をもっています。そして、採択率 51.2 %の東京書籍（以下「東書」）も、身分制度と部落問題に関する記述内容に大きな問題があります。

本稿では、部落問題・民族問題についての記述がどう変化したのを明らかにするとともに、中学校の歴史や公民の授業でこの問題をどう扱うべきかを提起してみたいと思います。

二. 2006 年度用中学教科書の身分制度と部落問題についての記述

前近代の身分制度と賤民身分に関わる記述は、「中世の文化」での、「河原者」、「江戸時代の身分制度」、「身分制のひきしめと差別撤廃を求める動き（多くは「洪染一揆」を記述）」の三カ所です。記述量の多いのは、大阪書籍（以下「大書」と帝国書院（以下「帝国」）の二社のものです。

一方で、日本文教出版（以下「日文」）は「河原者」について、扶桑社は「身分制のひきしめと差別撤廃を求める動き」について触れていません。

「戦後の部落解放運動」も帝国と扶桑社は触れていません。「現代の課題」で部落差別について扶桑社と日本書籍新社（以下「日書」）は書いていません。

このように教科書がとりあげる事柄についても、今回の改訂で大きな違いが生まれました。それは執筆者の考えも反映しての結果とも思いますが、文科省による規制強化のせいだと思われます。文科省は、「つくる会」などの要求もあって、あらたに「検定結果の発表以前に白表紙本（検定申請本）を漏出させてはならない、もし、漏出が判明すれば教科書検定事務を中止する」という規則を、各教科書会社に通知しました。そのため、以前は、他社の白表紙本を検討し、書き直しをしていたことができなくなり、各社の判断で改訂作業をおこなった結果だと考えられます。また、文科省が、いわゆる「横並び」を求める検定をやめたことで、大きな違いが出てきたものと推測されます。

いずれにしても、現在発行されている小・中学校の教科書の賤民身分についての記述は、分量が多すぎることに、内容も科学的な歴史研究を反映したものは少ないという問題を残しています。97 年度用の教科書はどの社のものも 300 ページを超える分量でした。02 年度用からは、200 ページほどに薄くなりました。たしかに判型が大きく B 5 版となりましたが、写真や図表が大きくなり、左右に側注が付けられたため、1 ページの文字数はどの社のものもほとんど変わっていません（扶桑社は 06 年度用から B 五判に改訂）。ですから、文章は三分の一に厳選されたのです。ところが、身分制や部落問題についての記述量はまったくと言っていいほど変わっていません。「部落問題記述の特殊化、肥大化」と批判したことが改善されていないのです。特定の運動団体の要求や憲法・教育基本法に反する文科省の指導や検定が大きな原因だとは思いますが、教科書会社の営業政策や執筆者の自己規制も原因だと考えます。

三. 身分制度・部落問題学習をどうすすめるか

東上高志氏は「社会科と部落問題学習」（『別冊 教師のはぐるま 2』1975 年）に、「部落問題学習の基本構想」を書かれています。そこでは、「教科書通りに、しかも資料を補強しながら、学習していきます。それが『封建社会の確立』まで進んだと仮定します。その学習のすんだ時点で、5 時間か 6 時間を設定し」て、「部落は、いつ、誰が、何のためにつくったか」を教えることを提案されています。私自身も、「部落は、いつ、誰が、

どのような必要性から、つくったのか、を科学的にとらえさせることはたいへん重要な課題である」と書いたことがあります(『部落』 366号 78年5月)。この考えが克服されるまでに長い時間がかかりましたが、今ではそうした教育実践が誤りであることがはっきりしています。

東上氏も雑誌『部落』(554号 92年9月)で、「部落問題を正しく理解することは、本来、青年期教育や成人教育の課題であったにもかかわらず、それがストレートに子どもたちの学習課題にもち込まれたのである。ここから部落問題学習は新しい段階に入った」。しかし、その誤りが克服され、「小学校では部落問題を教えることはしない。教科書には部落問題を記述しない。現行教科書の記述を無視する。中学校においては部落問題だけを取りだした『特設単元』的なやり方はしない。ましてクラス担任がホームルームで特別な指導をすることは誤りである。」と書かれるようになりました。そして、私も出席した雑誌『部落』562号(1993年4月)の「部落問題学習をめぐって」の座談会で、勝山元照氏が「今日の部落問題は数学でいうたら微積分ぐらいむずかしい学習課題です。小学生は四則計算、中学生は関数というふうに習って微積分に進むわけでしょう。小学生にいきなり微積分教える人いてないでしょう」と述べ、前近代の賤民身分、近現代の部落問題についての学習は、義務教育段階で完結させる課題ではなく、高校生が社会問題について充分考えられるようになった段階で学習すべき課題だということに一致しました。

部落問題という複雑な社会問題を学習するのは、青年期教育や成人教育の課題であるということをつまえたうえで、近世社会の学習において賤民身分のことをどうするかがつぎの課題です。私は、このことも小学校では教えない、教える必要がないと考えます。南部吉嗣氏は、「小学校社会科の部落問題学習について」(『どの子も伸びる』 1984年3月号)で、「とりたてて被差別部落の成立、歴史的経過、現状といった部落史を明らかにするという事は目標にしない」としたうえで、小学校の歴史の授業の目標をつぎのように述べています。「①日本史全体をそれぞれの時代区分に従って大きくまとめ、その時代の具体的なイメージを豊かに描き出させる。そのための教材の組み立てに工夫をする。②各時代を大まかに比較して、それぞれの時代のちがいがわかるようにさせる。③そのことを通じて、民衆のくらしやたたかひの方法が時代の発達とともに、進歩、発展していることが確認できる」と。

小学校では、近世社会の成立で賤民身分については教えない。教科書の記述も無視する。秀吉の検地・刀狩によって、武士と農民が分けられ、住いも固定されたが、農民たちは長い間願っていた土地に対する権利を獲得し生産を高めることによって生活を向上させる道がつけられたことを教える。幕府や諸藩にとっても、生産が高まることは年貢収入が確実になるので、農業振興策をとるとともに、農民(本百姓)が没落しないようにさまざまな制限を加えたことを理解させる。これが近世封建社会成立期の目標です。

中学校の歴史教育は、はじめて日本の歴史を世界の歴史と関連させながら学びます。

人類の誕生から現代までを通して社会の変化・発展を学ぶ機会でもあります。ですから、階級とか身分ということを前近代の学習でつかみとらせることが大切です。日本民族の形成ということについても学ぶ必要があります。また、幕府権力が北海道から沖縄までを支配するようになったことも欠いてはならないことです。織豊政権から幕藩体制のもとで、百姓たちはどんなくらしをしていたのか、どんな願いをもって、どう行動したのか、それに対して権力は支配体制を維持するためにどんな政策を実施したのか、基本は、武士と百姓を中心にしてとらえさせることが目標です。そのためには、身分制社会についてわかることが条件になります。身分制度とは何かということは中学生にとっては、むずかしい課題ですから、そんなことは抜きにしてよい問題です。しかし、武士と百姓、町人、賤民というように身分ごとによって支配されたこと、そのおのおのがどんなくらしをしていたのか、身分と職業・居住地は一体のものとして固定されたこと、それに対するたたかいが日常の生産活動を含めて展開された事実を知ることが中学で学習するなかみだと考えます。このことを地域の資料をもとにして具体的に学びとらせるのが、中学の歴史教育です。

高校では、はじめて被差別身分の成立についてより具体的に学習することになります。中世賤民のなかで非人と呼ばれた人々の一部がかわた・さいくなどという呼称で、百姓とは区別されて権力によって把握されたこと、かれらの職能と役務がどういうことであったのか、結婚・交際が禁じられたというが、百姓・町人との間に差別があったのか、なかったのか、事実には基づいて学びとらせるようにしなければなりません。そして、けっして時代をとびこえて、江戸時代の中・後期の身分差別を混同して教えないようにすることが重要です。また、身分制にこだわるあまり、基本的な生産関係である武士と百姓の関係を軽視して、賤民身分の学習に重点をおくような誤りも犯してならないことです。

「部落差別の歴史的な起源、分裂支配という政治的目的でつくられたことを避けようとし、あるいは歴史的起源をあいまいにしようとするとして」「部落差別を残してきた行政の責任」を追及するために、いまだに政治起源説を主張したり、時代を越えた「ケガレ観」「差別観」などという意識や観念などを主軸にして「差別・非差別」の歴史をそのまま「部落史」に置きかえる考えなども出されています。

「ケガレ観」「差別観」が、いったいだれのどのような観念なのかを解明せずに、「被差別民衆の歴史」を描き出そうとするのは、科学的な態度ではありません。

四. 近代以前の身分制度の記述について

新中学校教科書のなかでもっとも大きく変わったのは、大阪書籍（以下「大書」）です。

「刀狩」と「江戸時代の身分制度」の記述は、つぎのようになりました。

※ 2006年度用 大阪書籍 『中学社会』〈歴史的分野〉

刀狩

(前略) 刀狩と検地によって、一揆などの百姓の抵抗を防ぎ、武士と百姓とを区別する兵農分離を進めました。さらに、百姓が田畑をすてて武士・町人(商人・職人)になることや、武士が百姓や町人になることなどを禁止し、武士と町人は町に、百姓は村にというように、住む場所も固定しました。こうして、武士と百姓・町人との身分をはっきりさせて、武士が支配する社会のしくみを整えていきました。

江戸時代の身分制度 幕府は、武士と、百姓・町人という身分制を全国にいきわたらせました。治安維持や行政・裁判を担った武士を高い身分とし、町人よりも年貢を負担する農民を重くみました。さらに百姓・町人のほかに、「えた」や「ひにん」などとよばれる身分がありました。「えた」身分の人々の多くは、農業を営んで年貢を納めたり、死んだ牛馬の処理を担い、皮革業・細工物などの仕事に従事したりしました。また、これらの身分のなかには、役人のもとで、犯罪人の逮捕や処刑などの役を果たす者、芸能に従事して活躍する者もいました。このように社会や文化を支えながらも、これらの人々は百姓・町人からも疎外され、江戸時代の中ごろからは、住む場所や、服装・交際などできびしい制限を受けました。こうした身分制は武士の支配につごうよく利用され、その身分は、原則として親子代々受けつがれました。また、しだいに「家」が重んじられるようになりました。女性の地位は低くおえられるようになり、特に武家では、子どもを産んで「家」をたやさないことが役目とされました。

上の記述を下の 97 年版と比較してみてください。

※ 1997 年版 大阪書籍 『中学社会』〈歴史的分野〉

検地と刀狩

(前略) 刀狩と検地は、農民による一揆などの反抗をふせぎ、武士と農民とを区別する兵農分離を進めるうえで、大きな役割を果たしました。さらに秀吉は、農民が田畑をすてて武士・町人(商人・職人)になることや、武士が農民や町人になることなどを禁止し、武士と町人は城下町に、農民は農村に、というように住む場所も固定しました。こうして生活のすべてにわたり武士と農民・町人との身分をはっきりさせて、武士が支配する社会のしくみを整えていきました。

江戸時代の身分制度

幕府は、武士の支配をいつまでも続けるために秀吉の身分制をひきついで、武士(士)と、農民(農)・町人(工・商)という身分制を全国にいきわたらせました。

武士は、農民・町人よりもきわだって高い身分とされました。いっぽう、農民・町人のなかでは、年貢を負担する農民を重視し、町人と区別しました。農民のなかには、土地を持ち、年貢納入の義務を負った本百姓と、土地を持たない水呑百姓との区別がありました。町人には、地主・家持と、地借・店子との区別があり、また職人の親方と弟子、商家の主人と奉公人、そして奉公人にも、番頭・手代・でっちななどの序列がありました。さらに農民・町人の下に、「えた」や「ひにん」などの身分がおかれました。この人々は、生活条件の悪い所に住まわされ、服装や交際まで差別を受けました。「えた」身分の人々の多くは、わずかの田畑や小作地で農業をいとなみ、死んだ牛馬の処理や皮革業・細工物などの仕事も行いました。また、これらの身分の人々のなかには、役人の下で、犯罪者の逮捕や処刑などの役を課された者もありました。

このような身分制は、原則として親子代々うけつがされ、農民や町人が、力を合わせて武士のきびしい支配に反抗しないようにするとともに、自分よりまだ下の者がいると思わせて、その不満をそらす役割をはたしたと考えられます。またしだいに「家」が重んじられるようになり、女性の地位は低く押えられるようになりました。

大書は、90年代以後近代以前の身分制度の記述を部分的にですが改善してきました。それが、今回の改訂でさらに大きく変化しています。

「検地・刀狩」は、02年版とまったく変わっていません。97年版でも、「百姓」の用語を使わず、「農民」としたところだけの違いです。「江戸時代の身分制度」は、「百姓と村」「町人と町」の項の後に配置しています。たしかに賤民についての記述量が多いですが身分制度全体について書いています。本文では、秀吉の身分制をうけついだことを書いたうえで、基本的な身分である武士と百姓・町人について記述し、「えた」「ひにん」の記述につづきます。そして、「幕府は、武士と、百姓・町人という身分制を全国にいきわたらせました。治安維持や行政・裁判を担った武士を高い身分とし、町人よりも年貢を負担する農民を重くみしました。えたやひにんなどとよばれる身分がありました」と、農工商の下に置かれた身分という位置付けではなく、それぞれの身分を幕府や藩が把握したというとらえ方に変わり、権力設定説・政治起源説を克服した記述になっています。

また、97年版にあった「生活条件の悪い所に住まわされ、服装や交際まで差別を受けました」が「これらの人々は百姓・町人からも疎外され、江戸時代の中ごろからは、住む場所や、服装・交際などできびしい制限を受けました」に変わったことは、身分差別が社会的差別であることを明確にしていますし、部落差別が江戸中期以降のものであること、権力によって条件の悪いところに住まわされたのではないという記述に変わっていることは大きな変化です。さらに、仕事のなかに「死んだ牛馬の処理」も含めていたものが、「死んだ牛馬の処理を担い」と役負担であることが推測できるようになり、「役

人のもとで、犯罪人の逮捕や処刑などの役を果たす者」とはつきりと役負担であることが書かれたことも肯定できます。

もう一点、重要なことは小・中に共通するのですが、なぜこのような身分制度を定めたかについて、「分断して支配する」ことで、「不満をそらす役割」という記述がなくなりました。他のほとんどの教科書はまだこの記述を残しています。そういうことから見て、大阪書籍の02・06年度の改訂は大きな改善だと考えます。

上の教科書と最も大きくちがう3種（帝国と東書、扶桑社）の2006年度用教科書の記述は以下のようになっています。

※ 2006年度用 帝国書院 『中学生の歴史』日本の歩みと世界の動き
室町・戦国時代の「いまにつながる生活・文化」の欄外コラム

● けがれと差別はどんな関係があるのだろう

むかしは、天変地異・死・出血・火事・犯罪など、それまでであった状態に変化をもたらすようなできごとにかかわることをけがれといました。けがれをおそれる観念は、平安時代から強まり、けがれを清める力をもつ人々が、必要とされるようになりました。しかし一方で、かれらは異質な存在として、のけ者あつかいされるようになりました。

なかでも、河原者とよばれた人々は、死んだ牛馬から皮をとってなめすことや、井戸掘り・庭園づくりなどを手がけていました。これらは必要な仕事でありながら、死や自然の驚異にかかわったり、特別な技能を発揮したりするためにおそれられ、差別されました。「天下第一」と賞賛された善阿弥をはじめとする、庭園づくりの名手も現れ、活躍しました。

江戸時代の身分制度

身分制度

江戸幕府や藩の支配が安定したもう一つの理由は、幕府が、豊臣秀吉の時代の武士と農民を区別する政策をさらに進めて、身分を武士と百姓と町人とする制度をかためたことです。そのため、百姓や町人が武士になることはできなくなりました。この過程で、百姓・町人に組み入れられなかった一部の人々が被差別身分とされました。

〔コラム〕 差別された人々

近世の社会にも、中世と同じように、死をけがれとするなど、人間がはかりしれないことをおそれる傾向が強くあり、それにかかわった人々が差別されました。もっとも、死にかかわっても、僧侶や処刑役に従事した武士などは差別されなかったわけですから、差別が非合理的で、都合よく利用されたものであるといえます。

差別された人々は、地域によってさまざまに存在していました。このうち、えた・ひにんとよばれた人々などは、江戸時代中期から幕府や藩が出す触などにより、百姓・町人とは別の身分と位置づけられました。これにより差別は、さらに強化されました。

えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、草履づくり、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃などに従事しました。ひにんとよばれた人々は、町や村の警備、芸能などに従事しました。これらの人々も社会的に必要とされる仕事や役割・文化をになってきたのです。

さしえに「雪駄づくり」（大阪人権博物館蔵）を配置

2002年版であらわれた「ケガレ」観にもとづく差別の発生という記述は改められていません。政治起源説が否定されるなかで、「ケガレ意識根底論」ともいうべき論がたてられ、一部で広まっています。この考えにもとづいた教科書があらわれたのです。この記述が2006年版でもそのまま残っています。

この論は、ケガレ観念が差別の根底であるとして、社会的・政治的・経済的にみようとすることはなく、意識のみに着目して、ケガレ意識が根底にあって差別が発生したとするものです。この論では、支配者だけでなく一般民衆が差別者であり、今日でもキヨメ塩などの慣習と結びつけて死を忌みきらうなどのケガレ意識は、今なおなくなっておらず、部落差別が根強く存在しているという論に導こうとするものです。

たしかに、「キヨメ」役を負わされた人々が存在したことは事実ですが、それが生業であったわけではありませんし、中世賤民の共同体からの排除を「ケガレ意識」だけで説明することはできません。また、中世以降「死穢観念」が広められるなかで、一部の賤民が共同体から排除されたことがあっても、「『天下第一』と賞賛された善阿弥」が「特別な技能を発揮したりするためにおそれられ、差別されました」というのは無理があります。これでは、いつまでたっても「差別」の克服・解消は不可能です。（参考：井ヶ田良治「部落史学習をどのようにすすめるか—『ケガレ論』批判—」雑誌『部落』676号2001年6月号を参照）

※ 2006年度用 東京書籍 新編『新しい社会 歴史』

きびしい身分による差別

百姓・町人とは別にえた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業に従事して年貢をおさめましたが、それだけでは生活できず、死んだ牛馬の解

体や皮革業、雪駄生産、芸能、雑業などで生活しました。そして、役目として犯罪者の捕縛や牢番など役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め雑芸能や雑業などで生活しました。

これらの身分の人々は、他の身分からきびしく差別され、村の行政や祭礼への参加もこぼされました。また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめさまざまな束縛を受けました。これらのことは、えた身分、ひにん身分とされた人々への差別意識強める働きをしました。

東書も、「さまざまな身分とくらし」の節を「武士と町人」「村と百姓」「きびしい身分による差別」と配列しています。「士農工商」の身分差別の記述は消えましたが、その記述は旧態依然たるものであるだけでなく、いくつかの誤りを含んでいます。

「えた身分、ひにん身分などの人々がいました」ではなく、かわた（のちに「えた」）やひにんが幕府や藩によって、身分として把握されたのです。そして、農業だけで生活できないから「死んだ牛馬の処理や皮革業、雪駄生産・・・」に従事したのではなく、斃牛馬の処理は役務であり、以前から従事していた皮革業や雪駄生産などの生業とは区別すべきです。後半部の「住む場所や職業も制限され」たのは、賤民身分の人たちだけではなく、この時代には武士も百姓・町人も制限されていたのです。「服装をはじめさまざまな束縛を受けました」ともありますが、江戸時代初期からこうした束縛があったわけではありません。藩が「触」を出すようになるのは江戸中期以後のことです。「これらのことは、・・・差別意識を強める働きをしました」もあわせて、明確に区別して記述すべきです。

※ 2006 年度用 扶桑社『新しい歴史教科書』改訂版

扶桑社本は、「35 平和で安定した社会」2 ページで、「身分制度」「村と百姓」「城下町と町人」の 3 項目とコラムで「身分制度と百姓・町人」の説明をしています。この配列も不適當です。この節で大切なのは、江戸時代の村や町にはどういう人々がくらししており、まず、その人々の関係がどうだったのかを明らかにすることが順序です。支配者によって、強固な身分制度がしかれ、安定した社会が成立したと認識させたいために、このような記述にしたとしか思えません。そのうちの「身分制度」は、つぎのように記述しています。

身分制度

秀吉の刀狩は、戦乱をおさえる効果をもたらしたが、江戸幕府は、その方針を受けつぎ、武士と百姓・町人を区別する身分制度を定めて、平和で安定した社会をつくり出した。武士は統治をになう身分として名字・帯刀などの名誉をもつとともに、治安を維持する義務を負い、行政事務に従事した。

こうした統治の費用を負担し、武士を経済的に養ったのが、生産・加工・流通に

かかわる百姓と町人だった、このように、異なる身分のものどうしが依存し合いながら、戦乱のない江戸期の安定した社会を支えていた。ただし、武士と百姓・町人を分ける身分制度は、必ずしも厳格で固定されたものではなかった。このほか、公家や僧侶、神官などの人々がいた。

こうした身分とは別に、えた・ひにんとよばれる身分が置かれた。これらの身分の人々は、農業のかに牛馬の処理、皮革製品や細工物の製造にもっぱら従事し、特定の地域に住むことが決められるなど、きびしい差別を受けた。

コラム 身分制度と百姓・町人

江戸時代には、「士農工商の4つの身分があった」といわれることがある。しかし、「工」（手工業者）と「商」（商人）のあいだには身分上の区別はなかった。

「士農工商」は中国の古い書物にあるいい方にすぎず、江戸時代に実際に行われていた身分制度は、武士、百姓、町人の3つの身分を区別するものだった。

江戸時代の身分制度は、職業による身分の区分であり、血統による身分ではなかったから、その区別はきびしいものではなかった。百姓や町人から武士に取り立てられる者も、反対に武士から町人などになる者もいた。武士の家でも、長男が家をつげば、二男・三男らは農家の養子になることもあった。

町人は、城下町に住んでいる、武士以外のさまざまな職業の人をさし、百姓は、村に住んでいる人々をさした。したがって、城下町で営業する鍛冶屋は町人である一方、「村の鍛冶屋」は手工業者でも百姓でもあり、漁業や林業に従事する人々も百姓だった。だから、「百姓＝農民」では必ずしもなかった。

扶桑社も、文章がやさしくなり、中学生が読みこなせるものにはなりました。しかし、江戸時代を「平和で安定した社会」と見るのは一方的な見方ですし、えた・ひにんだけが「特定の地域に住むことがきめられ」と、事実と反する間違った記述をしています。

また、「武士と百姓・町人を分ける身分制度は、必ずしも厳格で固定されたものではなかった」という記述をしています。それは百姓や町人が身分制度を切り崩していく動きを示したからで、幕府や藩がそうしたわけではありません。ですから、身分制度がゆるぎだした江戸中期以後身分制のひきしめがおこなわれ、民衆の間での差別が生じるのです。この点からも誤りです。

中世賤民が存在し、そのなかの「えた」身分などが、近世社会になって権力によって賤民として把握され、武士と百姓・町人の身分制度が確立したのであって、江戸幕府が農民や町人の不満をそらすために賤民身分をつくったというのは、事実と反することで、目的と結果を混同しています。

新中学校教科書の部落問題記述を批判する（その2）

大阪歴史教育者協議会委員長 小牧薫

五. 渋染一揆の記述について

渋染一揆については、扶桑社以外のすべての教科書に記述されています。しかし、江戸時代の身分制度の動揺については、大書以外は記述していません。70年代以降、この時期の記述にはえた・ひにんに対する身分差別の強化が強調されていました。また、封建支配の過酷さが強調され、子どもたちは、「江戸時代＝悲惨な時代」との認識を植えつけられることになってしまっていました。90年代後半からは、そういった記述はなくなりましたが、一部には渋染一揆を特別に取り出して、賤民の人権獲得のたたかいを強調するものもあらわれてきました。いずれも不適切だと思います。

生産と流通の発展によって人々のくらしが向上し、身分をこえた交流も含めて、封建的な身分制度が揺らいできたことをおさえたうえで、幕府や藩の反動的な支配政策に抵抗する百姓一揆や打ちこわしが頻発するようになることを学習します。これに対して、身分制度引き締め策の一環として賤民身分にたいする差別政策の強化が打ち出されてきます。ですから、渋染一揆を取り上げるとしても、江戸時代後期の百姓一揆のひとつとして学ぶこと、儉約令に付け加えられた5カ条が認められないというかわた（えた）身分の要求行動（平等の主張）によって、別段御触書の法令を空文化させたことを教えるべきです。中学校の学習で、差別への怒りや憤りをもたせるとか、立ち上がった人々に共感するなどのねらいはまちがっています。一揆後の逮捕者の処遇や人々の交流のなかで自然となされた「茶店のふるまい水」を「身分をこえた連帯」として強調することも必要ないと思います。そういう視点で新教科書を見てみると、大書の記述は渋染一揆でおさえるべき点を簡潔に記述していますが、清水の記述は大きな問題があると思います。

大書は身分差別強化と渋染一揆について、107 ページと 136 ページの2カ所に分けて書いています。

「幕府政治の改革と農村の変化」の欄外

豊かになる人びとと身分制のひきしめ 「えた」身分の人々のなかにも、広い田畑を経営する者や、雪駄づくりの仕事を行って豊かになる者も出てきました。村の人口も増え、他地域との交易も広まりました。これに対して幕府や藩は、身分制のひきしめを強め、とくに「えた」や「ひにん」などの身分の人々に対しては、人づきあいや髪型・服装について、きびしく統制しました。その結果、人々のあいだに差別意識がいつそう浸透していきましたが、こうしたなかでも、これらの身分の人々は互いに助け合い、結束して生活を向上させていきました。

（さしえに「雪駄づくり」〈大阪人権博物館蔵〉の写真）

そして、「江戸幕府の滅亡」のあとの「歴史を掘り下げる」で、「幕府や藩の支配をゆるがした人々」の題で、大阪の国訴、渋染一揆、高杉晋作、久下玄瑞、坂本龍馬を取り上げています。そのなかの渋染一揆の部分は以下のように書いています。

渋染一揆の嘆願書

わたくしどもは「えた」とはいえ、一般の百姓と同じように田畑を耕して、年貢もきちんと納めています。それなのに、衣服まで差別されては、農業にはげむ気持ちさえなくしてしまいます。わたくしどもは、一般の百姓たちがすててしまった荒地までも耕し、女どももぞうりづくりなどの内職にはげみ、少しでも年貢を多く納めるようつとめてきました。紋付の着物を着てはいけないといわれますが、わたくしどもは、新しい着物ではなく、安い古着を買って使っているから紋がついているのです。それなのに、なぜこのようなきびしい儉約令を出されたのでしょうか。ほんとうになげかわしく思います。(一部要約)

差別の撤回を求めた人々

1855年、岡山藩は、財政難を解決しようとして儉約令を出しました。とりわけ、「えた」身分の人々に対しては、「新しくつくる衣類は木綿で、しかも無紋・渋染・藍染のものに限る」など、きびしい風俗差別の命令になっていました。そのため、53か村の「えた」身分の人々が団結して反対し、翌年、嘆願書を出しました。しかし、嘆願書が差しもどされたため、20か村あまりから1500人以上の人々が集まって一揆を起し、3日にわたる交渉の末、藩に嘆願書を受け取らせました。藩は、その後、これらの人々に対する風俗の規制を実施することができなくなりました。

このように、19世紀の半ばごろから、社会の枠組みをこえて、自由な経済活動や平等な社会を求める動きが盛んになりました。

清水は、「幕府政治のゆきづまり」に、欄外のカコミで、つぎのように記述しています。

渋染一揆

幕府の支配力が弱まってくると、身分差別が強められました。岡山藩では、農民に儉約令を出し、それを徹底させるために「えた」身分とされた人びとに対し、藍染めや柿渋で染めたもの以外の衣類を着ることを禁じました。

人権をまったく無視した条文に対して藩内50あまりの「えた」身分の人びとが何度も話しあって嘆願書をまとめ上げましたが、期待に反して嘆願書は差し戻さ

れました。話しあいを重ねるなか、ようやく嘆願書を受けとらせることができましたが、この行動は法度を犯すもので、藩の取り調べの結果、12人が入牢となり、そのうち6人も獄死しました。その後、牢内外の「えた」身分の人びとの嘆願運動により、6人は2年後に釈放されました。これは封建制度の時代にあって他に例を見ない人権獲得のたたかいであり、この人間としての尊厳を守りぬいたたたかいの精神は、いまま部落解放運動のなかに生きつづけています。

清水は、岡山藩の儉約令の全体について触れていませんから、えた身分のものだけに儉約を強いたようにも読めます。そして、えた身分に対する儉約令を空文化させたことは書いていません。それなのに、きびしい刑罰について書き、この一揆を「他に例を見ない人権獲得のたたかいであり、この人間としての尊厳を守りぬいたたたかいの精神は、いまま部落解放運動のなかに生きつづけています」と最大級のほめ言葉でしめくくっています。洪染一揆のとらえ方の問題といい、その扱い方には大きな問題があります。

六. 近現代の部落問題記述について

部落問題は、近代日本の大日本帝国憲法体制の確立とともに成立し、戦後の社会に残存した社会問題です。天皇制絶対主義体制を支える縦系列の支配体制の一貫として、身分差別も温存されたのです。被差別部落民は、賤称廃止令を積極的に受けとめ水利権や入会権、祭礼参加などを実現し、部落改善運動から部落解放運動へと自覚的にたたかいを発展させました。そして、日本国憲法体制のもとで、労働者や農民と結合したたたかいによって部落差別を克服・解消させることができたのです。

中学校の歴史学習で、とくに限られた時間のもとで、これらのことをすべて学ばせるのには無理があります。しかも、さきにも述べましたように、部落問題は複雑な社会問題で、中学生の学習課題としては無理があります。教科書に記述するとしても、その時々々の社会問題と関連づけて、かんたんに触れる程度であるべきです。そして、なによりも大事なことは、長年の運動によって部落差別が克服・解消されたことを認識させることです。その観点から見ると、新教科書の記述内容にはまだまだ問題のある記述が残っています。

(一) 明治政府の身分制度改革について

明治政府は、天皇を神格化し、1869年の身分制度改革で、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民としたことをまずおさえます。そして、1871年の賤称廃止令によって、「えた」「ひにん」の呼称と身分・職業・居住地の制限をなくし、平民同様としたことに触れます。さらに、この布告をよりどころにして、旧賤民の人びとが用水権や入会権、祭礼への参加や対等な交際を求める運動をすすめたことを学ぶべきです。不徹底な身分制度改革によって、旧賤民に対する差別がいつそう強まった

というとらえ方はまちがっています。

明治政府の改革では、どの教科書も身分制度改革について触れています。しかし、天皇・皇族・華族や平民について書いているのは、東書、大書、日文の3社で、他社のものは天皇・皇族について記述していません。

扶桑社と清水の記述には大きな問題があります。

扶桑社は、明治政府の政策を肯定する立場で、華士族平民だけでなく、旧賤民も平等な権利を保障されたかのように書きながら、旧賤民にたいする「社会的差別は、そののちも長く消えず、さまざまな形で残った」と、天皇制政府は善政をおこなったが、国民が差別を強化したととらえさせようと、具体性のない、差別を強調する問題の多い記述をしています。

四民平等の社会へ

いっぽう政府は、四民平等をかかげ、人々を平等な権利と義務をもった国民にまとめあげていった。まず、従来の身分制度を廃止し、藩主と公家を華族、武士を士族、百姓や町人を平民とした。そして、平民も名字をつけることを許し、すべての人の職業選択、結婚、居住、旅行の自由を保障した。さらに、1871年には解放令が出され、えた・ひにんとよばれた人々も平民となり、同等な地位を獲得したが、これらの人々への社会的差別は、そののちも長く消えず、さまざまな形で残った。

清水は、「身分制度の廃止」を2ページで扱い、「四民平等」「徴兵令」「家禄の廃止と廃刀令」「残された差別」の4項目の記述をしています。天皇・皇族についての記述がないだけでなく、「四民平等」で「江戸時代に『えた』『ひにん』とされていた人びとを身分解放令によって平民とした」と書きながら、「残された差別」で、つぎのように書いています。

残された差別 こうした一連の改革は、それまでの支配身分の特権をおおはばにけずり、廃藩とともに、社会のありかたを大きくかえるきっかけとなった。ただし、完全に平等な社会ができたわけではない。華族は国家の手厚い保護を受けつづけた。いっぽう、幕藩体制のなかでつくられてきた身分差別の観念は、身分制度の廃止後も人びとのあいだに根強く残った。とくにそれまで、『えた』『ひにん』とされていた人びとは、新しい職業についたり、住所を移したり、教育を受けたりする自由を、江戸時代とかわらず強く制限され差別されつづけた^①。政府による公的な経済援助などがなかったこともあり、この差別問題は、いまでも同和問題として残され、その解決の取り組みがつづけられている。

(側注) ① 差別されてきた「えた」身分(被差別部落)の人びとの生活をそれまで支えてきたしごとでも、その利益に着目した実業家などによってそのし

ごとがうばわれた。それに徴兵などの義務もくわり、より生活に苦しむようになった。また、一部の農民のなかには、これらの人びとが自分たちとおなじ身分になったことで不利益をこうもると考え解放令反対一揆をおこす地域さえあった。

上の文は、天皇と皇族について書いていないだけではなく、「身分差別の観念は、身分制度の廃止後も人びとのあいだに根強く残った」と、近代における部落差別を「観念」によるものとし、明治の身分制度改革の記述にあわせて戦後のことまで書き、「いまでも同和問題として残され、その解決の取り組みがつづけられている」と問題のある記述です。それだけでなく、特殊な事例として、他社の教科書が書いていない「解放令反対一揆」についてまで言及しています。明らかな特殊化・肥大化です。

それに対して、東書と大書は、皇族について書き、「解放令」をよりどころにした旧賤民の人々の動きについても書いています。

大書の記述をつぎに掲げます。

江戸時代の身分制の廃止

新政府は、江戸時代の身分制を改め、天皇の一族を皇族、公家と大名を華族、武士を士族、百姓と町人を平民としました。1871年には、「えた」や「ひにん」などの身分についても、これを廃止するという布告(「解放令」)を出しました。また政府は、身分による結婚・職業・居住地の制限を廃止し、すべての国民は、名字(姓)を名にすることができるようになりました。こうした政策を四民平等といいます。四民平等は、民衆の願いにこたえるものであるとともに、政府にとっても、納税や兵役などで、すべての国民の協力を得るために必要なことでした。

しかし、もとの「えた」や「ひにん」などの身分の人々④に対しては、職業・結婚・居住地などでの差別も根強く残されました。そこで、「解放令」をよりどころに、山林や用水の利用、寄合や祭礼への参加、対等な交際の要求など、差別からの解放を求める動きが各地で起こりはじめました。

(側注) ④こうした身分の人々は、生活改善の施策も受けられず、これまでもっていた職業上の権利を失ったうえに、他の人々と同様兵役や教育費の負担を加えられていました。

大書の記述も、百姓や町人も生活改善の施策が受けられなかったことについては触れていませんし、「職業・結婚・居住地などでの差別も根強く残されました」と協調していることなど問題は残っていますが、よりまじな記述だと思います。

(二) 全国水平社について

全国水平社の結成についても、全八社とも記述しています。ここで重要なことは、第一に、水平社の結成や水平運動を特別に強調して扱わないことです。第二は、民主主義的意識の高まり、社会主義思想も広まるなかで、全国的な労働組合や農民組合が結成され、小作争議や労働争議がおこされたこと、婦人解放運動が展開されたこと、日本共産党が創立されたことなどと結びつけて全国水平社を扱うことです。第三に、これらの運動が生活のなかに民主主義を実現しようとしたものであったことを位置づけることだと思えます。

全国水平社の結成については、各社とも、1920年代の社会運動の項で扱っていますが、ここでも、配列や記述内容、図版に問題があります。帝国は、「民衆が選ぶ政党による政治」で、「護憲運動」「政党政治と男子普通選挙」「女性参政権を求めて」「治安維持法の成立」のあとに、「都市の発展と社会運動」の節を設けて、「都市の発展と環境問題」「さかんになる社会運動」「解放を求めて立ち上がる人々」という構成で、全国水平社を扱っています。しかも、全国水平社の名前は出しても、日本労働総同盟や日本農民組合、日本共産党の創立は書いていません。男子普通選挙や治安維持法を学習したあとで、労働争議や小作争議、水平社の運動を学ぶのでは混乱してしまいます。

本文に、日本共産党の結成を書いているのは、東書、日文、日書の三社で、大書、清水は側注にしか書いていません。扶桑社は、「第二次世界大戦の時代」の最初の節の「共産主義とファシズムの台頭」の側注に「コミンテルン日本支部としてひそかに創立された」と書いています。東書の「広がる社会運動」の記述は、先に述べた各界各層の社会運動が組織的に展開されたことを記述していますが、具体性に欠けます。それなのに、「水平社宣言」(部分)、「全国水平社創立大会のビラ」、「全国水平社青年同盟の演説会で、差別とのたたかいをうったえる山田少年」の三枚もの図版を配置しています。あきらかに肥大化・特殊化といわねばなりません。

(三) 戦後の部落解放運動と現代の課題

戦後の部落問題について詳しく学習することは中学の歴史学習の課題ではありません。日本国憲法を暮らしにいかす運動の展開によって、同和対策のための特別法を制定させ、部落の環境改善が実現し、市民的交流もすすみ、部落内外を分け隔てていた障壁も取り除かれていきました。そうしたなかで、いまでは部落差別が克服・解消の段階にまで到達したのです。このことは、公民の平等権の学習で、具体的に学ぶにしても難しい問題です。ですから、戦後の社会運動の高まりを学習する際に、部落解放運動が再建されたことについて触れることはあっても、詳しく記述する必要はないと思えます。

戦後の部落解放運動と現代の課題の記述は、大きな違いがでました。帝国と扶桑社は戦後の部落解放運動について書いていません。現代の課題で部落問題について触れていないのが扶桑社と日書です。

大書の「また、全国水平社の伝統を受けついで、部落解放全国委員会がつくられまし

た」は他の運動の記述との関係でバランスを欠いたものだと思います。

現代の課題で、扶桑社と日書は記述していませんが、他社はつぎのように記述しています。どの社も、「解決しなければならない課題」として、現代の状況を正しく反映した記述にはなっていません。それだけではなく、教出や清水の記述は「意識の問題」として取り上げるという問題を含んでいます。

東書「部落差別の撤廃は、国や地方公共団体の責務であり、国民的な課題です。」（側注あり）

大書「国内にも解決しなければならない問題があります。市民と自治の連帯を強め、部落差別、障害者や女性、在日外国人、アイヌの人々などへの偏見をなくし、あらゆる人々に公正で人権を尊重する社会を築くことが、21世紀を生きる私たちに求められています。」（側注あり）

教出「人類は、長い歴史を通して、差別をなくし、人権と民主主義の確立を求めてきました。しかし、日本にはまだ差別や偏見が残っており、部落差別の撤廃は、国や地方自治体の責務であるとともに、国民の課題です。」

日文「部落差別をはじめ、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人に対する差別、あるいは、障害者、男女差別の問題もなくなっていない。」

清水「しかし、人権をたてまえではなく、実質的に保障するためには多くの課題が残されている。近年、物質的に豊かな社会にあって他人の痛みや権利をかえりみない風潮もある。同和問題の解決は、国および地方公共団体の責務であり、国民的課題として、長い間の部落解放運動の発展を基礎としながら、1965年の同和对策審議会答申を受け、生活改善のための法律が制定されてきた。しかし、いまだ差別はなくなっていない。部落差別は、結婚や就職の機会均等などの市民的権利が保障されていないことにある。この日本固有の人権問題である部落差別解消の取り組みを礎として、実生活に残る性差別をなくすとともに、心身障害者や高齢者、在日外国人などの人びとが豊かで安心してくらせるための具体的な施策が求められている。とくに在日韓国・朝鮮の人びとについては、これまでの歴史の正しい認識をふまえて、差別や偏見をなくすことが必要である。アイヌの人々については、新たにアイヌ文化振興法が制定されたが、偏見をなくし、少数民族固有の伝統を守ることが重要である。」

帝国「その一方で、日本国内にも解決すべき問題が多くあります。部落差別、アイヌの人々や在日コリアンへの差別、男女共同参画社会の実現などは、基本的人権にかかわる重大な問題です。」

七. 中学校公民教科書の記述について

中学校社会科公民的分野の教科書での部落問題の扱いも大きな問題があります。現に、同和对策（地域改善）の特別法が廃止され、部落問題が克服・解消された段階であるにもかかわらず、各社とも、40年前の「同和对策審議会答申」そのままの文章を残してい

ます。公民教科書では、この部落問題記述をなくすことが当面の課題だと思っています。

中学校の公民の学習で、部落問題を取り上げるかどうかについても、十分検討する必要があります。私は、江戸時代の身分制度のなりたちから現代の部落問題解決の状況までを、概説するようなことはすべきではないと考えます。もし、取り上げるにしても、国民の運動によって、環境改善などの部落対策がすすみ、部落内外の交流の進展で、部落差別を許さない社会が築かれたことを学ばせるべきだと考えます。私は、和歌山県白浜町の同和教育読本を参考にしながら、「獅子舞ができるようになった」の資料を作成しましたし、就職差別や結婚差別がどのように克服されてきたかを具体的に学ばせることが大切だといってきました。日本国憲法の平等権学習で、子どもたちにとっての身近な問題は、性差別であったり、民族差別、障害者差別ではないでしょうか。教科書には、そうした問題をどのように解決してきているか、今後どういう問題を解決していかなくてはならないかを記述すべきだと思います。歴史教育者協議会や全国民主主義教育研究会の会員の実践でも、憲法第14条に示された平等権を実現してきた事実を学ぶことによって、憲法を暮らしにいかすことが可能になっていることを教えています。その点で、各社の記述を見てみると、どの社のももの問題の多い記述となっています。

東書は「**人権と共生社会**」で、読み物資料をあわせて6ページの扱いです。下の本文にあわせて、側注に「部落差別をなくそう」のポスター、次ページに「読み物資料」として「義足の三墨手と義肢装具士」「友達が教えてくれたこと」（在日コリアンの作文）「アメラジアン」と、「差別をのりこえて一詩 お姉さんへ」で、結婚差別を克服していた姉のことを書いた中学生の詩をのせています。部落問題にかかわっての本文は、つぎのように記述しています。

差別をなくすために 今日の社会でも、日本社会に固有の部落差別、アイヌ民族差別、在日韓国・朝鮮人への差別が根強く残っています。これらの差別は、根本的には人間の尊厳の原理に反するものです。このような理由のない不当な差別は、一日も早くなくさなければなりません。

部落差別からの解放 歴史で学習してきたように、江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治になって法律で廃止されました。しかし明治政府は、差別解消のための政策をほとんど行わず、その後も、就職、教育、結婚などで差別は続いてきました。

1965年の同和対策審議会の答申は、部落差別をなくすことが国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。そして、対象地域の人たちの生活の改善が推進されてきました。また、1997年からは、同和対策事業をさらに進めて、人権擁護の総合的な施策が行われています。人権教育などを通じて、差別のない社会が求められています。

いまだに、部落差別を民族差別と同等に扱い、国の政策を列挙しています。これでは、部落問題が克服・解消の段階に達したことはわかりません。

大書は、「等しく生きる権利①」で、「平等権とは、男女共同参画社会をめざして、障害者とともに生きる社会」について書き、「等しく生きる権利②」で、「部落差別をなくすために」「アイヌ民族への差別」「在日韓国・朝鮮人差別」について記述しています。

最初に、下の文章の上に、北九州市の高校1年生が書いた詩（「なぜ、なぜ、なぜ」）が掲げられています。その詩では、「なぜ私たちだけが差別されるのか 就職，結婚，いろいろなことに なぜ私たちだけが 苦しみ，傷つかねばならないのか」とあり、差別を固定的に見ています。そして見開き2ページには、「昔から伝わるアイヌ民族の祭り」（写真）、「全国高校ラグビー大会に初出場した大阪朝鮮高校」（写真）、「国立大学の受験資格が広がることを報じる新聞」（コピー）をのせています。

部落差別をなくすために 部落差別とは、職業選択の自由で結婚の自由などの権利や自由が、被差別部落の出身者に対して完全に保障されていないことをさします。

1922年に全国水平社が創設されて以来、被差別部落の人々を中心とする差別からの解放を求める運動がねばり強く進められてきました。その結果、政府の同和対策審議会は、1965年、同和問題が人間の尊厳にかかわる問題であり、緊急な解決が国の責務であり、国民の課題であるという答申を出しました。この答申に基づき、同和対策事業特別措置法など^①が制定され、対象地域の生活環境はかなり改善されてきましたが、就職や結婚などで差別がみられます。いっぽう、差別を許さない運動や、学校や社会において差別をなくす教育が進められて、差別に立ち向かう人々も増えています。

（側注）① 1982年に地域改善対策特別措置法が制定されるなど、さまざまな施策を経て、1996年には、人権擁護施策推進法が制定されています。

「差別を許さない運動や、学校や社会において差別をなくす教育が進められて、差別に立ち向かう人々も増えています」と、他社にはない文章でしめくくっていますが、前半部分は同和対策審答申と特別措置法の説明であり、「就職や結婚などで差別がみられます」と問題のある記述をしています。

扶桑社は、「29 基本的人権2〈平等権・社会権〉」の「法の下での平等」（1ページ）と「32 私たちの社会に潜む差別」（2ページ）の「社会に残る差別」の部分で扱っています。「社会に残る差別」は、【部落差別】【男女平等】【外国人】【障害者】からなっており、コラムで「『外国人』お断りの店」、「男女の賃金格差」のグラフ、「アイヌの人々」の写真、「DVの新聞記事」を配し、本文ではつぎのように書いています。

法の下での平等 人間は顔や体格はもちろん、その能力も性格も千差万別である。しかし法はそのようなちがいをこえ、すべての国民に等しく適用されなくてはならない。

憲法は「すべて国民は、**法の下に平等**」(14 条)であり、人種や性別、社会的身分などによって差別されてはならないと定めている。それは「すべて国民は、**個人として尊重**される」(13 条)という憲法の精神に沿ったものでもある。

さらに憲法は、華族などの貴族の制度を否定するとともに、勲章などもあくまで個人の功績を認めるものであり、家柄などにつながるものではないとしている (14 条)。

しかし、平等権は社会を秩序づけている役割分担や、個人の立場までなくそうとしているのではない。

また、行き過ぎた平等意識はかえって社会を混乱させ、個性をうばってしまう結果になることもある。憲法が保障しているのは、絶対的な平等ではなく、不合理な差別は許されないということである。

社会に残る差別 これまで見てきたように基本的人権の考えに基づいた法や制度により、多くの差別や偏見が取り除かれてきた。しかし、国内には今なおあちこちに不平等なあつかいや不合理な差別に苦しむ人々かおり、その解決は国民的な課題となっている。

【部落差別】憲法が禁止する家柄や血筋による差別のひとつに部落差別がある。1965 (昭和 40) 年には同和对策審議会答申が出され、1969 年には同和对策事業特別措置法が制定された。これらにより同和地区に住む人々の生活はしだいに改善されてきた。また全国の学校や職場の多くでも人権・同和教育が進められてきた。しかし、今日でも結婚などに際して偏見に苦しめられたり、心ない落書きがあるなど、完全には解消されていない。

まず、平等権と社会権を 2 ページで並べて扱うことが問題です。平等権というのは、自由権と社会権の両方にかかわるのに、そういう基本的なふまえないで、並列していることが問題です。しかも、華族制度の廃止以外具体的なことは何も書いてありません。それだけでなく、「社会秩序」の大切さを書き、「行き過ぎた平等意識はかえって社会を混乱させ、個性をうばってしまう結果になることもある」と、平等権の実現を求める動きを抑えにかかっています。これでは、人権学習は成り立ちません。

もうひとつ、「アイヌの人々」の題で写真を掲げていますが、この写真については、旭川チカップニ・アイヌ民族文化保存会と同会会長の北川シンリツ・エオリパック・アイヌさんらが、「断りもなく本人と特定できる写真を無断で載せることは許せない。差別の

項目に掲載するのはアイヌ民族を侮辱し差別する行為だ。」「行事は、実行委員会の要請で行われたもので、アイヌの伝統的なまつりではない」と、扶桑社に抗議と訂正要求をしました。ところが採択終了後も話し合いに応ぜず、ようやく12月になってからの協議で、写真の差し替えと謝罪文の掲示をおこなうという問題もありました。

日書は、「**平等なあつかいを受ける権利**」で、「法の下での平等」「ほんとうの平等を求めて」の文と、写真と資料で絵画「フランス革命前の社会」、「女権宣言」について説明し、フィンランドの男女平等法、ノルウェーの「男女平等の本」の表紙を掲げています。さらに、「**差別をなくしていく努力**」で欄外に、「**部落差別をなくしていくために**」のコラムを掲げ、「現代社会と差別」「女性差別」「障害者差別」「まだある差別」の記述をしています。

●部落差別をなくしていくために

話は少し古くなりますが、1975年に、全国の同和地区の所在地をのせた『部落地名総監』という差別図書が会社に出回り、入社採用選考に利用されていることが発覚し、大きな社会問題となりました。

大阪府では、この『部落地名総監』の売買を契機にして、部落差別につながる悪質な調査などをなくし、同和問題を解決するために、1985年から「大阪府部落差別事象に係わる調査等の規制等に関する条例」を施行しています。この条例は、同和地区出身という理由で、結婚差別をしたり就職差別をしたりすることを防ぐためにつくられたものです。

しかし、条例がすべてではありません。わたしたち一人ひとりが、あらゆる差別を「しない、させない、許さない」という人権意識を築きあげていく不断の努力をしていくことが、だいじなことです。

本文はつぎのように書いています。

まだある差別 法の下での平等にもかかわらずなお残っている差別も少なくない。日本で長く生活している韓国人、朝鮮人、中国人など定住外国人への差別はその一例である。彼らのなかには、かつて日本が植民地とした朝鮮、台湾から強制連行などで移住させられた人々の子孫もいて、日本で生活を続けているが、就職などで依然として差別を受けている。また、定住外国人には、選挙権をあたえられていないとか公務員になれないなどの制限もある^①。こうした差別をなくし、制限についてもその実態を検討していく必要がある。

部落差別 江戸幕府の身分政策でかためられた部落差別は、明治以後になっても残った。1922年の水平社結成以来、部落解放運動によって差別撤廃の運動が進められてきた。戦後は1965年に「同和対策審議会答申」が出され、69年には同和対策

事業特別措置法」が制定された^②。これによって、国や地方自治体の責任で被差別部落の環境改善がかなり進められてきたが、部落への偏見は、結婚や就職の際に依然として残っている。

◎話しあってみよう 差別したこと，されたことを，思い出して話しあってみよう。

(側注) ②最高裁判所は，日本に永住している外国人の選挙権については，地方自治体の選挙権 には肯定的な見解をとり，国政選挙については否定的な見解を示している。

③ 2003 年をもって，この法律は失効し，国としての特別対策は終了した。

カコミの「部落差別をなくしていくために」でとりあげている、大阪府のいわゆる「興信所条例」＝「大阪府部落差別事象に係わる調査等の規制等に関する条例」は、「差別」の認定者、規制対象、解決方法などの点で問題が多く、条例反対運動があったものですし、制定後も差別克服に役立っているものとはいえない条例です。それなのに、内容についての批判抜きにこのように肯定的に扱うのは問題です。また、「部落への偏見は、結婚や就職の際に依然として残っている」という事実と反する記述をしています。

以上、歴史と公民の身分制と部落問題の記述について詳しくみてきましたが、まだまだ問題の多い記述ばかりといっても過言ではありません。子どもたちに、身分制と部落問題についての正しい認識をもたせるためにも、いっそうの教科書批判が必要だと考えます。